

小山町バイオマス産業都市構想（案）への御意見と町の考え方

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
P34 の表 6-1	パブリックコメントの実施時期	ご指摘のとおりですので、「令和8年1～2月」に修正します。	反映いたします。
P26 のもみ殻の熱利用	行政によるリスク管理の明記	広域行政組合の火災予防条例や県生活環境の保全等に関する条例等の関連法令に基づいて、火災や公害の原因にならないように指導いたします。	反映いたしません。
構想案全体	<p>町の歳出範囲及び事業不成立時の関与について</p> <p>① 町がどの程度財政的・実務的支援をおこなうのか</p> <p>② 町の支出の範囲について</p> <p>③ 補助金が確保できなかった場合の対応</p> <p>④ 事業収支が赤字だった場合の対応</p> <p>⑤ 事業の継続が困難となった場合の対応</p> <p>⑥ 上記の状況になった場合、町の追加的な財政支援等をおこなうか</p> <p>⑦ 事業の見直しを判断する際の基準</p> <p>⑧ 事業者撤退時の町の関与範囲</p>	<p>① 小山町バイオマス産業都市構想推進委員会の役割は、事業の進捗管理と取組効果の検証となります。</p> <p>個々の事業については、具体的な事業計画が定まってから、補助金交付の対象となるかを判断しますので、どの程度の財政支援、実務的支援を行うかは現時点では決定していません。</p> <p>② 支出の範囲は、利用しようとする補助金の交付要綱等に基づきます。</p> <p>③ 事業主体の判断によります。</p> <p>④ ③と同様に事業主体の判断によります。</p> <p>⑤ ③と同様に事業主体の判断によります。</p> <p>⑥ ②と同様に、交付した補助金の交付要綱等に基づきます。</p> <p>⑦ ③と同様に事業主体の</p>	<p>個々の事業計画が具体的になったタイミングで、構想に反映させるかを推進委員会で検討します。</p>

		判断によります。 ⑧ 撤退時において、補助対象の設備等が償却期間内の場合は、補助金の返還を求めることとなります。	
構想案全体	補助金の範囲について	補助金の交付対象範囲は、利用しようとする補助金の交付要綱等に基づきます。	利用する補助金が決めた後、構想に反映させるかを推進委員会で検討します。
14 ページ7行目	基準年度の記載がない	ご指摘のとおりですので、文中に「基準年度 2013 年度」を加えます。	反映いたします。
14～15 ページ表 1-1	ボイラーに熱出力の表示がない	ご指摘のとおりですので、表 1-1 のボイラーの出力欄に「(熱出力)」の字句を加えます。	反映いたします。
17 ページ表 2-1	バイオマス賦存量と利用量がいつ時点でのデータか、表示がない	ご指摘のとおりですので、表 2-1 表題に「(令和 6 年度)」の字句を加えます。	反映いたします。
21 ページ6行目	「表 3-2、表 3-2」とあるのは「表 3-1、表 3-2」の誤りでは？	ご指摘のとおりですので、「表 3-1、表 3-2」に修正します。	反映いたします。
21 ページ表 3-1	表 3-1 の賦存量や利用量がいつ時点での数値か表示がない。	ご指摘のとおりですので、表 3-1 の「賦存量 (令和 6 年度)」、「利用量 (令和 16 年度目標値)」に修正します。	反映いたします。
23 ページ表 4-1	表 4-1 の○、△、—の意味がわからない。	ご指摘のとおりですので、表 4-1 の欄外に「○ (効果あり △一部効果あり —効果なし又は対象外) の字句を加えます。	反映いたします。
37 ページ2行目	中間評価年が令和 11 年とあるが、21 ページでは令和 12 年度となっている。	ご指摘のとおりですので、21 ページ、37 ページとも「令和 12 年度中」に修正します。	反映いたします。
10 ページ図 1-10	「齡級」と「令級」、どちらかに統一した方がよい。	ご指摘のとおりですので、「齡級」に統一します。	反映いたします。

28 ページ 4. 4 食品廃棄物の バイオガス化プ ロジェクト（長 期）	検討課題に市民出資や民間 ファンド活用など財源検討 策も追加してはどうか？	事業主体の判断によりま す。	反映いたしません。
---	---	-------------------	-----------